

指定統計調査の承認等の状況

(平成20年2月分)

平成 20 年 3 月 10 日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
海面漁業生産統計調査(7条2項)	農林水産大臣	承認事項の変更 ○ 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(平成19年法律第77号)の施行に伴い、「承認」を「許可」に書き換え、さらに漁業の名称である「承認漁業」を「特定大臣許可漁業」に改める。 なお、調査内容に変更はない。	20.2.7
地方公務員給与実態調査(7条2項)	総務大臣	承認事項の変更 ○ 給与構造改革に伴う制度改正、地方独立法人法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、調査事項について所要の改正が行なわれた。	20.2.29

2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
国民生活基礎調査 試験調査 (統計報告調整法第 4条第1項)	厚生労働大臣	<p>国民生活基礎調査（指定統計第116号を作成するための調査）を実施するための試験調査の実施を承認した。</p> <p>国民生活基礎調査の実施に先立ち、調査票、調査方法等を検討するために実地の検証を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得るために、「国民生活基礎調査試験調査」を実施する。</p> <p>(注) 主な検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票（所得票）の自計化 ・使用する調査票の種類を保健所系統と福祉事務所系統に分けて実施していた調査方法から同一系統で全調査票を使用する調査方法への変更 	20.2.6
エネルギー消費統計調査 (統計報告調整法第 4条第1項)	経済産業大臣	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案に資することを目的として、全国の約19万の事業所を対象に、新規に平成20年から毎年実施する。 	20.2.15

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。